

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

消費生活・人権啓発講座「終活入門～自分らしい人生～」

市民一人一人が人権意識を高め、健康で生きがいを持って暮らすことのできるよう、暮らしに役立つ知識と情報の提供を目的とした消費生活・人権啓発講座を開催します。

日時 9月22日(木)14:00開演 (13:30受付開始)

場所 サニープレイス座間3階多目的室

講師 行政書士 明石久美さん

対象 市内在住・在勤者

定員 80人 (申込順)

申込 電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495 (FAX)046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp



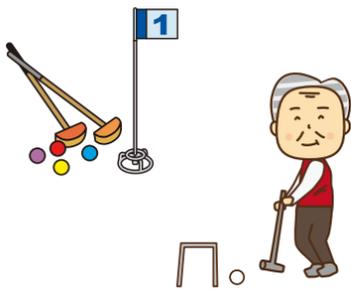
明石久美さん

市立ニュースポーツ多目的広場の臨時利用

市立ニュースポーツ多目的広場(四ツ谷1044-1)は、空き時間の有効活用のため、当日の空いている時間帯は、事前の申し込み(団体登録および施設予約システムによる予約)がなくても利用できます。

利用方法など詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 スポーツ課 ☎046(252)8162 (FAX)046(255)3550



年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象 次の要件を全て満たしている方

【老齢基礎年金を受給している方】

- 65歳以上である
●世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
●前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

- 前年所得額が約472万円以下である

請求方法

【新たに年金生活者支援給付金を請求できる方】

対象者には、日本年金機構が9月上旬ごろから順次、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入の上、投函してください。

※請求書の提出時期によって受け取り開始時期が変わる場合がありますので、お早めにご提出ください。

【これから年金を受給する方】

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

※年金の加入状況によって提出先が異なります。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めることはありません。

問合せ ●給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092 (050で始まる電話からは☎03(5539)2216)

※受け付けは月曜～金曜日8:30～17:15(祝・休日を除く。月曜日は19:00まで、毎月第2土曜日は9:30～16:00)

●厚木年金事務所 ☎046(223)7171(代表)

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 (FAX)046(252)7043

暮らし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

ざま市民朝市

日時 9月11日(日)・25日(日)7:00～売り切れ次第終了(雨天決行)

場所 市役所ふれあい広場(雨天時は市役所1階アトリウム)

販売品 地産野菜、農産物加工品、肉、花き、市特産品など

持物 マイバッグ(買物袋は有料)

※緊急事態宣言が発令された場合は中止します。

担当 農政課 ☎046(252)7601 (FAX)046(255)3550

9月の相談日

(祝・休日を除く)

※相談はいずれも無料です。

①消費生活(訪問販売・多重債務など)

日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00

場所 市役所1階広聴人権課内消費生活センター

☎046(252)8490(電話相談可)

②弁護士

日時 13日・20日・27日(毎月第2・第3・第4火曜日)18:00～20:30

14日・21日・28日(毎月第2・第3・第4水曜日)13:30～16:30

③行政書士(遺言書等作成)

日時 8日(毎月第2木曜日)13:30～16:30

④分譲マンション(近隣・管理組合)

日時 9日(毎月第2金曜日)13:30～16:30(8日まで受け付け)

⑤交通事故

日時 20日(毎月第3火曜日)13:30～16:00

⑥行政(国に対する要望)

日時 15日(毎月第3木曜日)9:30～11:30

⑦司法書士(登記・少額訴訟)

日時 16日(4・6・12月を除く第3金曜日)13:30～16:30

⑧不動産(取引・契約)

日時 22日(毎月第4木曜日)13:30～16:30

⑨税理士

日時 30日(原則1・2月を除く第4金曜日)13:30～16:30

⑩市民一般

日時 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15

⑪～⑬予約制(電話可) 場所 市役所1階広聴人権課内相談室

※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ(25分以内)、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。

担当 ⑪～⑬広聴人権課 ☎046(252)8218 (FAX)046(252)0220

⑭人権擁護委員(差別問題など)、⑮女性(DVなど)

日時 ⑭13日(毎月第2火曜日)13:30～16:00(電話相談のみ、事前予約制) ☎046(252)8087 (FAX)046(252)0220

⑮毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15

場所 ⑮市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 (FAX)046(252)0220

⑯駐留軍離職者

日時 15日(毎月第3木曜日)10:00～15:00

場所 ふれあい会館2階会議室

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550

⑰認知症

日時 毎週月曜日9:00～12:00、13:00～17:00(電話のみ)

担当 介護保険課 ☎046(252)7084 (FAX)046(252)8238

⑱弁護士・⑲社会福祉士(成年後見制度)

日時 ⑱7日⑲21日13:30～15:30(予約制(電話可))。⑲は5日まで⑲は14日まで受け付け ※予約は座間市成年後見利用促進センター ☎046(259)7451 (FAX)046(266)2017へ。

場所 サニープレイス座間2階会議室

担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 (FAX)046(255)3550

⑳障がい者就労支援

日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00(予約制(電話可)) ぼむ出張相談 毎月第3木曜日9:00、10:30(各1人で予約制(電話可))

場所 市役所1階障がい福祉課

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 (FAX)046(252)7043

㉑自立サポート

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

場所 市役所1階生活支援課

担当 生活支援課 ☎046(252)8566 (FAX)046(252)7043

㉒児童(子育て)

日時 毎週月曜～金曜日8:30～17:15(電話可)

場所 市役所2階子ども政策課

担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 (FAX)046(255)5080

㉓ひとり親家庭

日時 毎週月曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45(予約制(電話可))

場所 市役所2階子ども育成課

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 (FAX)046(255)5080

㉔青少年

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

場所 青少年センター1階青少年相談室

担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 (FAX)046(259)2163

㉕教育、㉖子どもいじめホットライン

日時 ㉕毎週月曜～金曜日10:00～16:00

㉖毎週月曜～金曜日8:30～17:00(電話のみ)

場所 ㉕市役所5階教育研究所

担当 教育研究所 ☎046(259)2164 (FAX)046(252)4311

㉗就学(障がい児対象)

日時 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00(予約制(電話可))

場所 市役所5階教育指導課

担当 教育指導課 ☎046(252)8732 (FAX)046(252)4311

